

平成29年度第1回

大阪府国土利用計画審議会

議案書

日 時 平成30年1月25日（木）

午前10時00分～

場 所 大阪府中央区大手前3丁目1-43

プリムローズ大阪3階「高砂の間」

第1号議案

大阪府土地利用基本計画の変更について

計推第 1946 号
平成 29 年 12 月 11 日

大阪府国土利用計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪府土地利用基本計画の変更について（諮問）

標記について、次のとおり変更したいので、国土利用計画法第 9 条第 14 項において
準用する同条第 10 項の規定により諮問します。

大阪府土地利用基本計画の変更について
(計画書の変更)

大阪府土地利用基本計画書

(案)

平成 2 9 年 1 1 月

大 阪 府

目 次

前 文	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 土地利用の基本方向	2
(2) 土地利用の原則	9
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する 調整指導方針	13
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	13
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	13
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	14
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	14
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	14
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	14
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	15
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	15
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	15
3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	16
(参考) 土地利用基本計画図地域区分別面積	17

前 文

本大阪府土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、大阪府の区域について、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び大阪府計画）を基本として策定するものです。

本基本計画は、土地利用の基本方向と「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、及び土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画について定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図るものです。

1 土地利用の基本方向

(1) 土地利用の基本方向

①土地利用の基本理念

大阪の土地利用の特性として、古くからの人口、産業の集積やインフラ等の都市基盤の充実、豊富な歴史・文化資源や、観光資源、都市と周辺山系や大阪湾等自然との近接などが挙げられます。

これらの土地利用の根幹的な特徴及び国土利用計画法第2条の理念を踏まえ、「土地利用の基本理念」は以下のとおりとします。

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する

②土地利用の将来像と基本方針

大阪を取り巻く様々な社会・経済情勢を踏まえ、その課題解決に向けた土地利用において目指すべき「将来像」を設定し、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」を示します。

また、それぞれの基本方針は複合的な効果を有することから、複数の将来像に寄与することに留意します。

②-1【将来像1：にぎわい・活力ある大阪】

基本方針 a. 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成

大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や健康・医療研究機関を強化するため、税制・金融の措置や規制緩和の実施等により、これらの成長産業の集積を促進します。

大阪から付加価値の高い技術・製品を数多く生み出し、ハイエンドなものづくりを推進するため、イノベーションを先導する企業や人材等を呼び込むとともに、これらを支える世界有数の高い技術を持つものづくり産業や多様な地場産業の集積を活かした土地利用を誘導します。

第二京阪道路・大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等では、高い立地ポテンシャルを有効活用するため、周辺環境に十分に配慮し、工場・流通業務施設・商業施設等、地域や企業の立地ニーズに対応した適切な産業系土地利用を促進します。

企業及び地域ニーズを踏まえた企業立地を誘導し、特に女性の就業率の向上に効果的な職住近接により、効率的な都市経営が進む土地利用を促進します。

基本方針 b. 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

大阪は都心から放射状に広がる鉄道沿線等に都市機能が集積した市街地が連担して一体の都市を形成し、府県を越えた都市構造を有しています。

また、都心だけでなく特定機能病院、大規模な文化施設や大学等の高次な都市機能が道路や鉄道でネットワークされ、さらに、総合病院や教育文化施設、大規模な商業施設や官公庁施設等の中核市レベルの都市機能に、鉄道・バス等の公共交通でアクセス可能な都市構造を有しています。

このようなネットワーク性の高い都市構造の特性を活かし、更にネットワーク性を強化するとともに、人が集まり、にぎわい・活力が享受できる土地利用を進めます。

アジアの活力を取り込み、都市の競争力を高めるため、人流の拡大に資する鉄道ネットワークの充実や、物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化を促進します。

都心部では、質の高い商業、業務、ホテル等の都市機能の集積を活かし、都市再生特別地区等の活用により更なる土地の有効・高度利用を促進するとともに、みどり空間の整備を促進します。

一般市街地では、密集市街地の防災性の向上や再開発ビルの再生など、都心にも自然にも近く、多様な暮らしを選択できる土地利用を促進します。

郊外住宅地では、都心で得られない多様な魅力を付加し、定住性の向上等に資する土地利用を促進します。

集落地では、集落内や隣接または近接した空き地等を活用するなど、集落機能の維持や地域の活性化に資する土地利用を促進します。

周辺山系では、貴重な自然環境を維持・保全するとともに、水源かん養機能や土砂災害に対する安全性の確保を推進します。

道路・河川・公園・下水道等の都市基盤施設については、アセットマネジメントを意識した上で、既存ストックも活かした効率的かつ効果的な整備を図るとともに、適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行空間・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを推進します。

②-2【将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪】

基本方針 a. 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造

大阪の都心には、「水の都」を象徴する都市景観、大規模なエンターテインメント施設があり、他の地域においても、百舌鳥・古市古墳群等の歴史・文化資源、多彩な食文化等の豊かな観光資源を有します。

これらと近隣府県の世界遺産等の豊富な観光資源との連携等を進め、国際的なエンターテインメント都市にふさわしい都市の魅力創造・発信します。

また、自然や歴史・文化施設と調和した街並みの形成、農地の多面的機能を活かした都市と農が調和した豊かな空間の形成、エンターテインメント機能を備えた魅力あるウォーターフロントの創出等、多様な魅力を備えた都市空間を創造します。

都市における生活の質を高めていくために、これまでの都市づくりで蓄積された良質なストックを効果的に活用し、多様な主体の参画により、快適な歩行空間の形成やにぎわい空間の創出など道路空間等の再配分や都市マネジメントの推進等、地域の魅力向上に繋がる都市づくりを促進します。

基本方針 b. 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

良好な都市環境を創造するため、農空間を保全し、その多面的な機能を活用した都市づくりを推進します。

都市のみどりは、美しい都市景観の形成、うるおいある空間の創出、防災性の向上等に資するだけでなく、新たな交流ももたらすなど、多面的な機能を有します。これらの機能を発揮させ、都市の魅力を高めるため、良好なみどり空間を創出します。

「みどりの大阪推進計画」に基づき、周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、都市公園をはじめとする緑の拠点や緑道や街路樹などでつなげられるみどりのネットワークを形成し、緑視効果の高い実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和につながり、海と山をつなぐみどりの軸線を形成します。

環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。

このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などの促進、エネルギー利用効率の高い都市の形成とともに

に、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。

また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用の抑制、公共交通機関や自転車の適切な利用を進め、より効率的な移動を実現する環境負荷の少ない土地利用を促進します。

CO₂の吸収源対策として、木材の利用促進を図るとともに、手入れの遅れている森林に対しては、多様な主体が連携し、森林の質の向上を目指し、間伐等を行います。

また、健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全や府民が実感できるみどりを創出するとともに、海と山をつなぐみどりの軸線の形成や、防災機能も併せ持つグリーンインフラの取組を推進します。

里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。

健全な水循環を構築するため、水源かん養機能の維持・向上に資する農地・森林等の適切な保全や、公共用水域の良好な水質を確保するため、下水の高度処理、合流式下水道の改善等を推進し、汚濁負荷量を削減します。

②-3 【将来像3：安全・安心な大阪】

基本方針 a. 災害に強い都市の構築

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、これまでの想定を超える地震・津波により甚大な被害が発生しましたが、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて都市の防災機能を強化していくことが重要となります。

自然災害等のリスクの事前公表を行い、府民や企業等と共有するとともに、被災時の迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、災害直後に企業が適切に業務を

継続できる BCP（事業継続計画）や地域コミュニティを活かし防災活動を推進する地区防災計画の作成、農地や公園等の貴重なオープンスペースを防災空間として確保するなど、防災・減災の取組を実施し、平時からの事前の備えを着実に推進します。

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震による災害リスクを低減させるため、建築物の耐震化や防火・準防火地域の指定の拡大、防災街区整備地区計画の活用を検討するなど、市街地の不燃化を促進するとともに、密集市街地の防災性の向上を図ります。

洪水や津波・高潮等の災害リスクに対し、雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等を整備・強化します。

都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全・活用により、雨水の河川・下水道への流出を抑制します。また、山麓部においては流木対策等により、土砂災害などの未然防止に努めます。

災害リスクの高い地域では新たな市街化を抑制し、安全な地域への住宅系及び産業系土地利用の誘導に努めます。災害リスクの高い既成市街地では、現状の災害リスクを踏まえ、より安全性の高い地域や建物への規制・誘導に努めます。

広域災害が発生した場合、その被害の起こり方によって、大阪は支援をする場合（応援）もあれば支援を受ける場合（受援）もあるため、代替性の確保（リダンダンシー）等の観点から、それぞれの場合に応じて必要となる広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能を強化します。

道路ネットワーク整備による防災拠点へのアクセス道路網の代替性を確保します。

基本方針 b. 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

核家族化や単身世帯の増加等による家族形態の多様化や ICT の進化等によるライフスタイルの変化に対応するため、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を

整え、そのアクセス性を高めることで、高齢者をはじめ、あらゆる人が健康で安心して快適に住み続けられる生活環境を形成します。

郊外住宅地では、ゆとりのある豊かな居住環境、自然との近接性等の特性を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境を創出します。

公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や鉄道駅や道路等のバリアフリー空間の形成を促進するなどユニバーサルデザインに配慮した土地利用を促進します。

(2) 土地利用の原則

府域の土地利用は、土地利用基本計画に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければなりません。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

都市地域の土地利用については、防災機能の強化や、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮し、既成市街地の整備を推進するとともに、優良な農地や自然環境等を保全し、今後新たに必要とされる良質な宅地等を計画的に確保、整備することを基本とします。

○ 市街化区域（都市計画法第7条による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることから、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の整備、開発、及び交通体系、公園緑地、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に進めるとともに、密集市街地においては、災害に留意した道路・公園の整備によるゆとり環境の改善など、再整備を積極的に進めます。

なお、樹林地、水辺等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図ります。

○ 市街化調整区域（都市計画法第7条による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、市街化を抑制すべき区域であることから、特定の場合（農林業の振興、自然環境の保全との調整が図られ、しかも計画的な都市化が担

保される場合等。)を除き、都市的土地利用を抑制し、良好な都市環境を保持するため、緑地等の保全を図ります。

② 農業地域

農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

農業地域の土地利用については、農地が食料供給源として基礎的な土地資源であり、大都市近郊での生鮮食料品の安定した供給を図る生産基盤であるとともに、良好な生活環境や自然環境及び防災空間の構成要素であることから、極力その保全と有効利用を図るとともに、土地の有効利用、生産性向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる農地を計画的に確保、整備するものとします。さらに、教育、レクリエーションなどの多面的機能をもつ農空間の整備をめざすものとします。

- 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行いません。
- 農用地区域を除く農地については、農業生産力の高いもの、集団的に存在するもの及び農業に対する公共投資の対象となったものは、農業以外の用途への利用を極力避けます。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合は、その調整された計画を尊重します。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3

項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域とします。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源かん養、環境保全、保健機能等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることから、森林の保全及び利用をすすめるとともに、森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるようその整備を図るものとし、また、既存の緑の質の向上・回復・形成を図っていくものとします。

○ 保安林（森林法第25条及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。）

については、国土保全、水源かん養等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、原則として他用途への転用は行いません。

○ 国有林（保安林を除く。以下同じ。）については、適正かつ合理的な利用を図ります。

○ 地域森林計画対象民有林（保安林を除く。以下同じ。）については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべきもの、施業方法を特定されているもの、水源として依存度の高いもの及び優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高いものについては、極力他用途への転用を避けます。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の公益的機能、林業経営の安定及び地勢的条件に留意しつつ、災害の防止、河川等の水質汚濁の防止及び良好な景観の確保等を十分考慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健機能及び教育に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。また、自然環境の保全・回復を図りつつ、野外レクリエーション施設の整備などを進めるものとします。

○ 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項の特別保護地区をいう。）については、景観の厳正な維持を図るものとします。

○ 特別地域（自然公園法第 20 条及び大阪府立自然公園条例第 6 条による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致または景観の維持を図るべきものであることから、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は極力抑制します。

○ その他の自然公園地域においては、大規模な開発行為その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力抑制します。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第 45 条第 1 項に基づく大阪府自然環境保全条例第 11 条による、大阪府自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く府民がその恩恵を享受するとともに、将来の府民にすぐれた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとします。

○ 特別地区（大阪府自然環境保全条例第 13 条による特別地区をいう。以下同じ。）については、その指定の趣旨に沿い、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図り、土地の利用目的を変更しません。

○ その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しません。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

① 市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合

農地としての利用を優先します。

② 市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めます。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

① 都市地域と保安林区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先します。

② 市街化区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するが、森林の有する多面的機能の保全につとめます。

③ 市街化調整区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合

計画的な都市化が担保される場合等に限り、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用も認めます。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ① 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先します。
- ② 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- ① 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先します。
- ② 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ① 農業地域と保安林区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先します。
- ② 農用地区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用も認めます。
- ③ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用も認めます。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ① 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先します。

② 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

① 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先します。

② 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

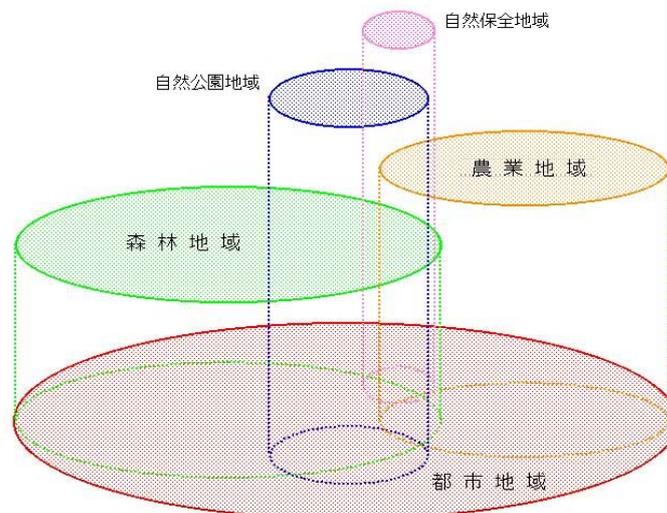
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

大阪府土地利用基本計画における
五地域指定の概念図



3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮します。

計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体
大阪国際空港周辺整備計画	空港周辺地域の航空機公害被害の軽減	約 800ha (第 1 種区域)	豊中市、池田市、大阪市の各一部	大阪府知事 他	関西エアポート(株)、 大阪府、 豊中市

- ・ 関係法：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音障害防止法）

(参考) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積表

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域 区 分	都 市 地 域	1 8 9 , 6 0 4	9 9 . 4
	農 業 地 域	3 2 , 4 3 1	1 7 . 0
	森 林 地 域	5 5 , 4 4 5	2 9 . 1
	自然公園地域	2 0 , 0 3 9	1 0 . 5
	自然保全地域	3 8	0 . 0
計		2 9 7 , 5 5 7	1 5 6 . 0
白 地 地 域		1 2 3	0 . 1
合 計		2 9 7 , 6 8 0	1 5 6 . 1
大阪府総面積		1 9 0 , 7 0 8	1 0 0 . 0

(注)・面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載しました。

- ・大阪府総面積は平成 28 年 10 月 1 日現在（国土地理院）の府土面積（190,514ha）にその後の埋立てによる増分（194ha）を加えたものです。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	111,230	58.3
	(森)	543	0.3
	計	111,773	58.6
重 複 地 域	(都)と(農)	22,082	11.6
	(都)と(森)	26,940	14.1
	(都)と(公)	996	0.5
	(都)と(農)と(森)	9,278	4.9
	(都)と(農)と(公)	393	0.2
	(都)と(森)と(公)	17,975	9.4
	(都)と(森)と(保)	35	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	675	0.4
	(都)と(農)と(森)と(保)	3	0.0
計	78,377	41.1	
白 地 地 域	123	0.1	
大 阪 府 総 面 積	190,708	100.0	

(注) ・(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域
(保)は自然保全地域を示します。

・面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載しました。

大阪府土地利用基本計画の変更について
(農業地域の縮小)

大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）

大阪府土地利用基本計画を次のとおり変更する。

変更内容

農業地域を別紙の変更区域図Ⅰのとおり縮小する。

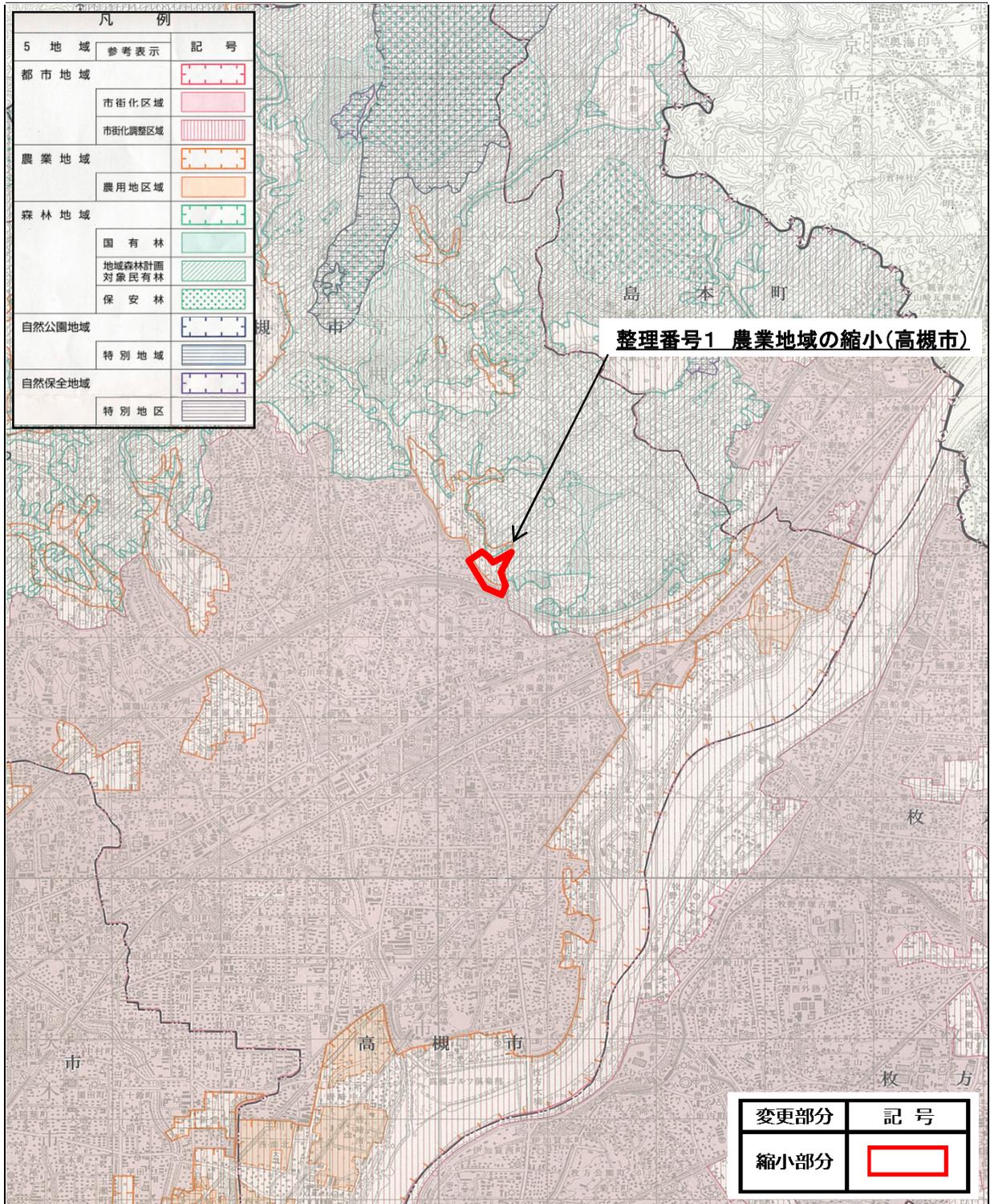
変更理由

（高槻農業地域）

新名神高速道路高槻インターチェンジ直近に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入を予定しているため。

変更内容説明書

変更区域図 I (基本計画図4-1)



大阪府土地利用基本計画の変更について
(森林地域の縮小)

大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）

大阪府土地利用基本計画を次のとおり変更する。

変更内容

森林地域を別紙の変更区域図ⅡからⅣのとおり縮小する。

変更理由

（高槻森林地域）

道路の整備に供する土地の造成のため。

（茨木森林地域 1）

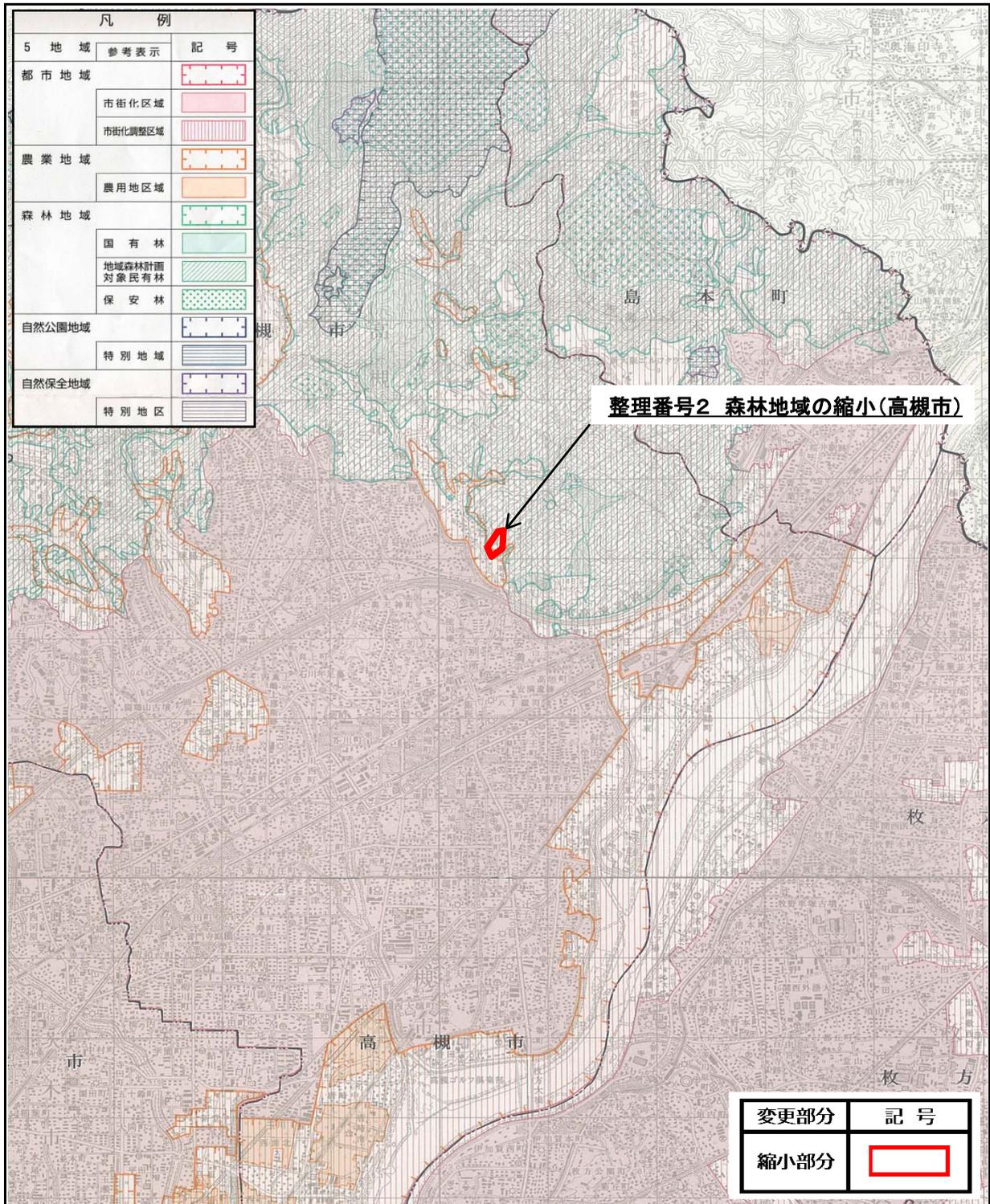
住宅地の開発に供する土地の造成のため。

（茨木森林地域 2）

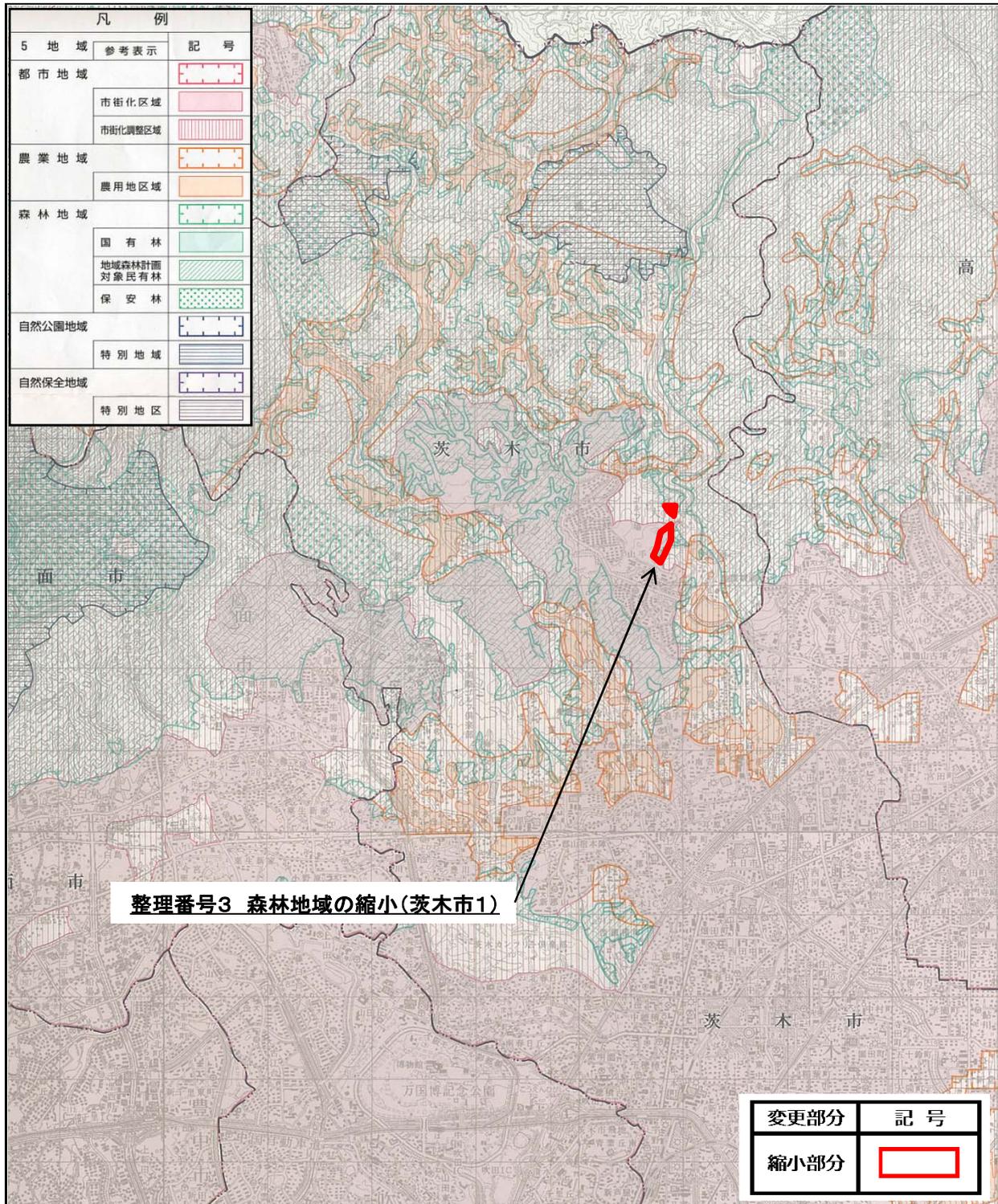
国際文化公園都市特定土地区画整理事業（中部地区）の施行のため。

変更内容説明書

変更区域図Ⅱ (基本計画図4-1)



変更区域図Ⅲ (基本計画図4-1)



変更区域図Ⅳ(基本計画図4-1)

